

神産第926号  
令和6年11月29日

農業経営基盤強化促進法第18号第1項の規定に基づき、公表します。

神戸町長 藤井 弘之

市町村名 (市町村コード)	神戸町 (21381)
地域名 (地域内農業集落名)	北地域 (北一色、横井、田、安次、丈六道、西座倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月15日 (第1回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

北地域は、担い手として農事組合法人や会社経営組織があり集積が進んでいる地区が多いが、農事組合法人は高齢化が進み今後の担い手不足が大きな課題である。

【地域の基礎的データ】

主な作物：米、麦、大豆

### (2) 地域における農業の将来の在り方

農地の現状を維持し、米・麦・大豆を中心とした作付形態を維持する。農事組合法人の後継者育成を図りつつ、担い手同士が話し合いをしながら農地中間管理機構を利用して集約していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	136 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	136 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他の農地は保全・管理を行う区域とする。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農事組合法人や会社経営体への集約化を図るため、高齢化等により離農する農業者から担い手への集積がスムーズに図られるようとする。今後は担い手同士が話し合いの場を通じて集約していく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

相対契約が行われている土地については、期間満了後に農地中間管理機構を活用した権利設定を行うことを進める。また新規の貸付についても同様とする。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

用水路等で補修工事が必要な箇所があるため、優先順位をつけて必要な修繕を施しながら基盤整備事業の話が上がった時には積極的に進めていく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手不足などの問題は、町・農協・農業委員会・農事改良組合など話し合いの場を設けて積極的に情報交換をして解決していく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業ができなくなった耕作者等があれば相談を受けている。一時的であれば作業委託、今後の話であれば農地中間管理機構を利用して集約の方向に進むように話を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

③農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少や労働力不足を解消するため、スマート農業技術の導入による各作業の労働の軽減と効率化を進めていく。

⑦多面的機能支払交付金等を活用し地域で農地の保全・管理に努めていく。